

報 道 資 料

発表日：平成29年6月6日（火）
所 属：総務部知事公室防災統括室
企画・自衛隊誘致係：藤田、小西
電 話：0742-27-8425（ダイヤルイン）
内 線：2272、2271

地震等大規模災害時における 奈良県解体工事業協会と奈良県との新協定の締結について

「被災した建築物等の解体・撤去等」を定めた現協定に、新たに「災害発生直後の72時間を目途に被災者を救出するために行う建築物等の解体・撤去等」の項目を追加、統合し、新協定として締結します。

記

1 趣旨

この協定は、奈良県内において地震等大規模災害が発生した場合に、県が一般社団法人奈良県解体工事業協会（以下「協会」という。）に要請する建築物等の解体、災害廃棄物等の撤去・収集・運搬の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 経緯

今般、協会から、災害発生直後に消防機関が行う被災者救出に関して、建築物等の解体・撤去等の協力ができる旨の申し出がありました。

協会とは、既に、「地震等大規模災害時における解体・撤去等の協力に関する協定書」（県廃棄物対策課所管 平成21年8月25日）を締結しております。

このため、現協定に新たに項目を追加、統合し、新協定として締結します。

3 新規項目「被災者を救出するために行う建築物等の解体・撤去等」の主な内容

(1) ①県は、災害発生直後の72時間を目途として、被災者の救出に当たる消防機関から建築物等の解体・撤去等の求めがあり応援の必要があると認めるときは、協会に対して被災者を救出するための建築物等の解体・撤去等の協力を要請する。

【第3条第1項】

②協会は、県の要請を受けて、協会の会員（業者）が保有する人員、車両及び資機材を調達し、消防機関の現場指揮者の命令に従い、被災者を救出するために迅速かつ安全に建築物等の解体・撤去等を行う。また、被災者救出のために、協会が実施した解体・撤去等に要した費用は協会の負担とする。

【第3条第2項、同条第3項、第9条第1項】

(2) 県は、災害時に連携した活動が円滑に行われるよう、県が主催する防災総合訓練への参加を要請し、協会は可能な限り参加、協力する。また、協会が訓練の参加に要した費用は協会の負担とする。【第5条、第9条第3項】

4 協定書取り交わし式

協会と県が以下により協定書の取り交わし式を行います。

- ・日時 平成29年6月13日（火）10時～10時20分
- ・場所 奈良県庁本庁舎2階 危機管理監室（奈良市登大路町30番地）
- ・出席者 協会会長 竹島 常裕
奈良県危機管理監 中 幸司 ほか

5 参考資料 「地震等大規模災害時における解体・撤去等の協力に関する協定書」